

公園内でのルールやマナーを守りましょう

新しい生活様式による公園の利用

新型コロナウイルスに伴う、緊急事態宣言は解除されましたが、感染拡大防止のため、公園利用の際は咳エチケット、他の利用者との社会的距離を持ちましょう。また、マスクの着用、利用後の手洗い、うがいなど、感染拡大防止への取り組みを引続きお願いします。マスク着用時は熱中症にも注意しましょう。公園を利用する際、次のルールやマナーを守り、皆さまが気持ちよく公園を利用できるよう、ご協力をお願いします。

火気の使用は絶対にしないでください

日ごろから公園内でバーベキューや花火といった、火気の使用は禁止しています。特に芝生や植栽に引火した場合、火災の原因となる可能性が高く大変危険です。他の公園利用者や近隣の方の迷惑にもなるため、絶対に火気の使用はしないでください。また、火気を使用している方を見かけましたら、建設水道課都市計画係までご連絡ください。

ごみは必ず持ち帰りましょう

心無い一部の利用者により、公園内にごみが捨てられています。特に空き缶、ペットボトル、お菓子などの袋やたばこの吸い殻が多く見受けられます。ごみは必ず持ち帰り処分してください。また、公園内のトイレの汚物入れに、ご家庭で使用したおむつなどが捨てられています。ご家庭で出たごみは、ご自分で処分してください。

駐車場以外への車両の乗り入れはしないでください

特に町営グラウンド、雪窓球場のインターロッキング内への車両の乗り入れが多く見受けられます。駐車場以外への車両の乗り入れは施設の破損の原因となるほか、事故の原因にもなりますので、絶対にしないでください。また、公園利用以外での駐車場の使用は、公園利用者の迷惑となりますので、絶対にしないでください。

問い合わせ先 建設水道課都市計画係 (32) 3129

身体障がい者用自動車改造費を助成

～対象者を拡大しました～

町では、身体障がい者等の方の社会参加の促進を目的とし、身体障がい者用自動車の改造に係る費用を下表のとおり助成します。 ※太字の箇所を拡大しました。

	本人運転の場合	介護者運転の場合
対象者	次のいずれかに当てはまる方で、助成を受けることにより社会参加が見込まれる方 ●身体障害者手帳を所持しており、上肢、下肢、または体幹機能に障がいのある方 ●難病等により、 肢体不自由のある方	特別障害者手当または障害児福祉手当を受給しており、助成を受けることにより介護者の負担軽減が見込まれる方
対象経費	本人が所有し、運転する自動車の操行装置等の改造費	本人または本人と生計を同一にする方が所有する自動車の移乗装置等の改造費
助成額	上限10万円	
持ち物	●申請書 ●業者の見積書(改造の箇所と経費を明らかにしたもの) ●運転免許証の写し(両面) ●自動車検査証の写し ●診断書(難病患者が申請する場合) ●本人の前年(1月から6月までに申請する場合は前々年)の所得を証明する書類(例:所得証明書等)	本人および同一生計者の前年(1月から6月までに申請する場合は前々年)の所得を証明する書類(例:所得証明書等)
注意事項	●所得制限があります。 ●再度の申請をする場合には、前回申請時から原則5年間を経過している必要があります。	

※申請書、診断書は、窓口に設置してある他、町ホームページ(メニュー→健康医療と福祉→障がい者支援)からもダウンロードできますのでご利用ください。

問い合わせ先 保健福祉課福祉係 (32) 6522

掲載している行事などは、新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止・延期する可能性があります。

人権擁護委員に山本邦重さん 関久美子さんを委嘱

人権擁護委員として2期6年活動していただいた山本卓男さんと柳澤福美さんの任期満了に伴い、後任として、山本邦重さんと関久美子さんが7月1日付で法務大臣から委嘱されました。今後、人権に関する相談や啓発活動を行っていただきます。



また、町では、毎月相談所を開設しており、電話での相談も受けています。相談は無料で秘密は厳守されます。ご利用ください。

相談日時

毎月5日 午前9時～正午
場所 ハートピアみやた相談室 (32) 1100

専用電話

みんなの人権110番
0570(003)110
子どもの人権ホットライン
0120(007)110
女性の人権ホットライン
0570(070)810
長野地方事務局佐久支局
0267(67)2272

問い合わせ先

保健福祉課福祉係 (32) 6522

基礎から学べる 手話奉仕員養成講座 受講者募集

入門課程の受講により、手話を基礎から学ぶことができます。
日時 9月2日(水)～令和3年1月27日(水)(12月30日・1月6日を除いた毎週水曜日の全20回)
午後7時～9時

場所 佐久市福祉総合センター (佐久市猿久保249番地2)
対象者 佐久広域管内に居住または勤務されている方で全課程出席できる方

内容 厚生労働省カリキュラムによる講義、および手話実技表現・基本文法習得など

受講料 3,000円
※別途テキスト代3,300円

定員

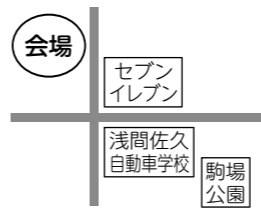
20名

申込期間

8月7日(金)～20日(木)

申し込み・問い合わせ先

佐久広域連合障害者相談支援センター
0267(63)5177



戦没者のご遺族の方へ 第十一回特別弔慰金が支給されます

戦没者のご遺族の中で、要件に該当する方へ特別弔慰金が支給されます。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日の基準日時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受給していない場合で、次の順位に該当するご遺族のうち、お一人に特別弔慰金が支給されます。
(1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
(2) 戦没者等の子
(3) 戦没者等の①父母②孫③祖母④兄弟姉妹 ※要件により順番が入替わります。
(4) ①～③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等) ※戦没者等の死亡時まで1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間

令和5年3月31日まで

問い合わせ先

保健福祉課福祉係 (32) 6522

県営住宅 入居者を募集

佐久・小諸地域にある県営住宅入居者の募集を次のとおり行います。

募集期間

8月19日(水)～28日(金)
月、火、水、金、日曜日
午前8時30分～午後5時15分
木曜日 午後5時15分
午前8時30分～午後7時

受付場所

佐久市跡部65番地1
長野県佐久合同庁舎4階
長野県住宅供給公社
佐久管理センター

その他

募集の詳細については8月上旬ごろに、長野県住宅供給公社佐久管理センターへお問い合わせいただくか、長野県のホームページでご確認ください。

問い合わせ先

長野県住宅供給公社佐久管理センター
0267(78)5410

「家庭で電気的安全点検を！」

8月は「電気使用安全月間」です。

高温多湿の夏場は、1年のうちで感電や電気事故の最も多い季節です。このため、経済産業省の主唱のもと、8月を「電気使用安全月間」として全国一斉に電気の使用安全を呼びかけています。

安全点検

○傷んだ電線、コードを使わない。
○洗濯機、電子レンジにアースを取り付ける。
○漏電遮断器を取り付ける。
○1つのコンセントからたくさん電気をとらない。

このようなおことに注意し、電気は安全に正しく使しましょう。



問い合わせ先

中部電気保安協会佐久営業所
0267(68)5286